

候庵随筆

石川理紀之助著

侯庵隨筆目錄

東家義久		1
梅津憲忠		1
梅津政景		1
東家義寛		2
大越兼然		2
黒沢道家		2
山方泰護		3
梅津忠喬		3
梅津忠至		3
諸橋清武		4
人見藤寧		4
松木天神記		5
恩苛奴金風		6
旧城地坪数		7
金沢城地先生御覚書		7
岡見順平履歴		10
三裏先生の伝		13
韜裏先生 佐藤存兵衛		13

文裏先生 大野七右エ門		14
開裏先生 芳賀源右エ門		15
勤て農民諸君に告ぐ		16
害虫駆除の簡便法		18
苗代検査法概要		19
イモチ病		19
虫害数件		21
印度大饑饉		22
中古舶来せし植物年表		23
新潟県南魚沼郡農会に於る演説		23
笹米の報知		26
新潟県の不作		26
山居火災に付て		27
果樹産額		27
米早搗宝		27
奈良氏植木其他		27
白粥の施行		28
糧料記		28
麦の量目		29
干瓢		29

外国米輸入高	29
日本弘道叢記抜書	30
道を信ずる	30
王陽明の詩	30
懸念	30
人の異名	30
忍耐	30
某歌	30
俚諺	31
食事の心得	31
人力車大生計	31
力と宝	31
救荒考	32
木村巖氏の臣民実践道德学	32
愚公	32
俚諺	33
君子小人の弁	34
弘道の二字	37
山上憶良のうた	37
古今叢譚	37
三十一年一月以来輸出入	37

東家義久

義久 源六郎 山城守 從五位下 中務大輔

実は義喬弟

天正十八年庚寅豊臣秀吉公北条氏征伐の時天英公に從て相州小田原に到。五月二十七日秀吉公に謁す。命じて天英公に從て武州忍城成田下總守氏長が居城也を攻しむ。小田原の城陷るの後天英公に從て奥州征伐の從軍として国分に到。石田治部少輔三成監軍たり。十一月二十日公に從て常州を發して十二月十七日入洛、秀吉公に謁す。天英公と同一く焼火の間に於て饗応を賜。二十三日秀吉公の吹挙に依て從五位下に叙し中務大輔に任ず。且秀吉公豊臣の姓羽柴氏及び桐紋并太刀長宗吉元高銘を賜う。十九年辛卯正月二日口宜を賜う。十二日秀吉公参内の時天英公と同一く扈從す。

元禄元年壬辰朝鮮征伐の時天英公に從て肥前国名護屋に在陣。二年癸巳六月十四日命を受け朝鮮に渡海熊川に陣す。

四年乙未七月十六日公常州鹿島郡那珂茨木新治筑波等の郡に於て采地六万石余を賜う。

慶長五年庚子東照神宮奥州会津の城主上杉景勝

を征せんが為に野州小山に到玉う時に天英公に連歌を兼如に学ぶ。後岩城侯の臣佐藤大隅貞信之を執して初て岩城貞隆君に仕て近習たり。嘗て政事に参る。于時兄久国流客たり。兼然佐藤貞信に就て共に仕しめんことを請う。貞隆君許之。慶長七年貞隆君故有て国除し武州浅草に住せらる。久国兼然共に隨之。十三年戊申四月十七日於浅草に卒年三十九。

梅津憲忠

憲忠半右エ門尉母木村氏生于野州宇都宮。幼從父赴常陸事佐竹義宣君。從君羽州秋田。慶長十九年從義宣君勤大坂の役。同十一月二十六日憲忠為佐竹家一軍の先鋒歟。敵兵八人相挑励勇力深進奮戰被創三所。明年元和正月十七日台徳院辱召之營中賜御感書并御劔信国伝為家宝。同年義宣君命之為家老。寛永七年庚午七月十一日卒。行年五十九。道号万雄法名英徹。葬闔信寺。

梅津政景

政景 金阿弥 茂右エ門 主馬

母木村氏。天正九年辛巳野州宇都宮に於て生る。従て奥州赤館に在陣。而るに石田三成諸侯の兵を率て濃州に出張す。於是真田安房守昌幸信州上田の城に抛て叛。台徳院殿攻てこれを困たまう。天英公義久をして兵を率上田に赴かしむ。台徳院殿これを慰勞したまい其国に還らしむ。六年辛丑十一月二十八日卒す。四十八歳。水戸藤沢山神応寺に葬る。法名覚阿。

東家義寛

義寛 幼名 永晴 七丸 山城

実高倉大納言藤原永慶卿の第四子。母は閨信公の女後に自性院と号す

義長早世して子なし。寛永十八年辛巳天山公の命に従て秋田に來り東氏の嗣となる。義長録千五百石を減し三千石を賜。南淡路義章女を以てこれに妻す。義寛卒而後髪を切照寿院と号す 宝永元年甲申七月二十六日卒す七十七歳 号覺堂法名妙円延宝四年丙辰十二月二十九日卒す。五十二歳。道号雲山法名紫公。成徳院と号す。

大越兼然 藤原姓

兼然大越甲斐守某の第二子にして。因幡久国の弟也。元龜元年庚午^{月日}不詳奥州三春に生。明を失して与憲忠同事義宣君。及憲忠卒する繼其職為家長。嘗營一寺於秋田郡号布金山応供寺。寛永十年癸酉三月十日卒。行年五十三。道号応供寺殿月岑宗光居士。応供寺に葬る。

妻は山方対馬久定の女。一女を産す。承応三年甲午四月八日卒。法名梅貞院殿花俊法香大姉。

黒沢道家

道家 甚兵衛尉

実佐貫掃部助某男なり。母は黒沢氏道家外戚長門守某為嗣子。以某女妻の小野寺氏に奉仕す。慶長五年石田三成反す。東照神君諸將を師を師て濃州青野ヶ原に誅罰す。此役に義通両端を持して東軍に属せず。是以明年正月廿一日所領を没収して石州に配せらる。同七年義宣公封を羽州の秋田に遷し玉う。此時郷人蜂起して義重公の館に逼る。為之屈服して其一搔を止む。義宣公嘉有道家が其智計録百石を賜うて勤仕せしむ。且つ道家請に依て先方牢人衆を角間川に置る新田開発して妻子撫

育する事を許さる。後古主遠州の安危を問ん事を以て御暇申上、録を辞して石州に到り遠州え再び奉仕す。遠州其孤忠を嗟歎し尉論して復秋田に帰る。義宣公其志操を感じ。是を賢なりと云て再び采地二百石を賜て勤仕せしむ。同十九年公攝州大坂の役に赴き玉う。道家扈從。十一月廿六日今福表の接戦梅津憲忠衆に抽て戦闘す。敵兵八人と槍を堤上に合わす。道家馬を躍せ疾声して曰、憲忠汝を救うと。直に八人の中へ跳り超へ突戦数刻軀に疵を受ける事七ヶ処。乗る処の馬創三ヶ処。誤て刀を墜す。則短刀を以敵兵を打払て退く。明年正月十七日大樹秀忠公に拝謁し於御前御感状並に御小袖二つ御羽織一つを賜う。自是先凱旋の後天英公大坂の戦功を賞し采地三百石を加え賜う。命じて旗本五十人の隊将となる。元和九年將軍家光公諸州の牧伯並に幕府の士大夫を引て上洛して入洛し、時に病い頻なり。是を以て供奉して本藩に帰ること得ず。留りて京師に療養すれども痊せず。漸疾けて京師を發す。同年八月廿七日於越前匹田郷卒す。

山方泰護

泰護 太郎左エ門

実は真崎五郎左エ門広房の五子。養為嗣。略宝永二年乙酉閏四月廿四日為寺社奉行兼大番頭同年十一月六日兼義格公伝同三丙戌年四月十二日免寺社奉行。同五年戊子四月廿日免大番頭為相伴格正徳三年癸巳九月廿四日為執政享保五年庚子十一月四日卒於東武。享年五十九。法名海客院心岳了印

梅津忠喬

忠喬 初名忠興 富五郎 藤十郎 恕齊 母小貫氏
宝暦五年乙亥正月二日生る。文政十年丁亥閏六月六日卒。六十三。法名忠享恕齊居士。

梅津忠至

忠至 鉄五郎 金治 藤十郎

実は忠喬の四男。母向氏女。天明六年丙午正月二十五日生。忠融子無し。故に養子嗣となす。寛政十年戊午二月十五日出仕。以義和公拝謁鮮魚を献ず。同年三月八日出仕。太刀金馬代を献ず。御脇指賜うの旨御省略中なるを以て賜わざるの旨老

中証文を出す。文化八辛未年九月朔日御相手番格を以御学館頭取被仰付候。是は御学館頭取を置く始なり。文化十二乙亥年八月廿七日卒す。行年三十。法名優寛忠厚居士。

諸橋清武

清武 弥八 文太夫

実角館の士石井与右エ門忠房次男。寛延二年己巳五月三日生。安永二癸巳年五月為清因の嗣子。八月朔日初て義敦公出仕す。同月十二日大番組に入。同九年庚子十二月六日養父清因の家祿を襲ぐ。天明元年辛丑七月廿一日御目付に命ぜらる。同五年乙巳年三月十二日進て御本方奉行に遷る。同八月六日有故罷らる。寛政三年辛亥五月十四日御評定奉行任ぜらる。同五癸丑七月七日御学館勤番支配を兼掌す。同七乙卯年九月八日郡奉行に転ず。仙北郡を掌る。御評定の事を兼掌す。御学館勤番如元。同十一己未年八月廿八日三拾石を加賜せらる。秩を増賜て一百石を食む。職を奉じて切に労あるを以てなり。享和元年辛酉六月二日進て御勘定奉行となり郡奉行の事を兼掌す。八月廿五日仙北川辺両郡を兼掌すべきの命を蒙。文化元年甲子

四月廿九日有故職を罷ぜらる。文政六年未十二月十四日死。行年七十五。

人見藤寧

藤寧 常治 後主鈴 又後宇右エ門 又但是となる

母田代氏女。宝暦十一年辛巳十月三日生。安永二年癸巳七月家督を賜う。四年乙未七月倉光冬方え同居す。十二月屋敷亀の丁小路公地とす。五年丙申五月十六歳にて初めて源通公を拝謁して主鈴となる。六年丁酉十二月大番の隊八番に入。七年戊辰四月廿五日大扨従の隊四番に入。七月十日夜御焼失。屋形様秀之助様東家に入御。十三日当直不寐番。廿九日仮御殿となつて渋江六郎宅へ入御有。九年庚子十二月廿二日大関端屋鋪願舛通橋脇古田春甫上り屋鋪拝領。

天明元年辛丑五月十九日大関端に住居す。御本城出来当直日二日辰刻登城。二年壬寅十二月十二日大番六番の隊に入。五年乙巳六月二日大扨従五番の隊に入。六年丙午二月廿八日名改めんことを請。廿七日禹右エ門に更。七年丁未十二月三日大番一番となる。八年戊申四月廿七日婚礼。八月廿一日御雑用役となる。黒沢味右エ門坂元九郎二世倅役御

免寛政元年秋迄勤。

寛政四年壬子三月十四日大扈從となる。病氣。

廿一日元番大番の隊に入。六年甲寅二月廿九日長野下新町に転宅す。冬黒甜瑣語一編五冊著す。七年乙卯五月廿六日御雑用勘定出す。八月十九日亀の町御米蔵役となる中村早太物書安藤茂兵エ村野儀エ門。八年丙辰三月十三日番長平元卯右エ門同名故但見と更む。十一月廿三日天樹公命じて大番の伍長一番大繩源太代谷田部要人組合となる。

九年丁巳十一月三日御雑用勘定済口被仰渡。廿一日酉分。同十年戊辰四月二十二日藤範秋山満光養子とせんを請て六月廿一日許さる。夏瑣語二編五冊著す。十一年己未四月十九日藤通二百年忌を修す。十二年庚申秋三編目五冊著す。享和元年辛酉九月四編目五冊著二十卷全備す。蕉雨齋叢書三十九卷追々著す。瑣夫云此他著書数部あり。書目を左に載す。

一 井窓夜話	三冊	一 蠅糞	五冊
一 蕉雨齋吟稿	二冊	一 羽陰風雅	二冊
一 野路の花	三冊	一 羽陰詩稿	三冊
一 風花余適	一	一 慧録	五冊
一 臥遊十記	四冊	一 春の路草	一冊
一 夏の木草	一冊	一 秋の田草	一冊

一 冬の枯草 一冊

又云、人見氏名藤寧、字子安、号蕉雨齋、又長流簫翁、江嶺流人、黒甜病叟、看山楼等の数号あり。俗称但見と云。文化元年甲子五月廿二日終年四十四。墓碑には自現蕉雨居士と刻せり。寺町善長寺境内にあり。

松木天神記

先子起道、字子焉、号省軒。以医業終焉。本佐々木、其先数代居于羽陰仙北白井の郷。故以白井為氏。素好詩歌行余愛後凋の貞節。元禄十二己卯歲以常州鹿島の松子種於能代後町の後園。後九年宝永四丁亥七月四日深夜火発於西隣而家財悉焼。已而松猶存。同年八月移居於大町の北涯、移栽松於軒の前園又別種前園。如此者凡三回通計二千余株。嘗有後園種松子の詩曰

暖入後園藜杖輕	流声山色爽乾坤
恐霜漉水黒松子	驅蟻逐禽去菟根
郭橐美名如種拾	漉溪清絶愛艸繁
此君曰有棟梁器	一寸青松萬載存

翁性不羈不好畜物。從人の所求分与或屢移栽。而枯或為雪所圧。只此一株而已繁茂僊壺有百尺の

勢。去年寛保三癸亥四十五、予四十四歳常願与松老矣。不図九月二十三日夜一郷回祿矣。亦為烟燼。蓋予翁の愛也情深故免前災歟。予の愛也勉強故罹此災將所命の然歟。実可惜可哀の甚也。於是収蕉余使鋸工為板作文筆の具欲分与九兄弟姉妹。其余曲節不用の処徒為楮拙不忍焚炊手自彫天神の儀長尺三寸。前後左右適の不欲斧鑿の巧琢磨の義惟欲令先子の遺愛。後世子孫永奉持也。是予徵志也。于時延享改元年甲子三月二十七日

男 玄策致遠甫製之記
孫 祥庵庸徳 助琢

恩苛奴金風 のあきかぜ

伏翼は五色の雲車にやたくうらんものか。この画の裏書に、以前表補絵 寛文年中に小笠原氏根田治部輔俊興 別当 永禅院法印慧広代 奉表具 寄進 寛永元年甲子八月 領主 柏氏丹波円同氏金兵衛通 別当法印有健代とありて、その匣の蓋にかきなしたるは羽州之西有大島名小鹿本山其形突几而出海中断岸千尺如雙劍。倚天瀑布萬仞似廬山。弄機菓草肥両勝熊野峯頭仙客成群怪。葛

城岳巔可謂扶桑之絶景矣。昔年方士秦之漢武帝幸于此是則赤神權現也。今歳癸卯中夏之望予從容遊彼佳山伏。臨于滄溟仰乘于涼風縱一葦之所如到于萃嶽之大麓。撰衣踞虎豹進步登虬龍止舍于本坊而奉拝權現之尊影。至信有余欲寄進此神器也。經數日而金木漆膠之工終成矣。爰当山三十六世大阿闍梨法印円明予之俗縁師兄也。拝聘文以感慨隔深因。茲已忘固陋賦小律一章而書此器蓋而已。伏乞照覽。漢武乘車飛覓仙延齡妙菓。満山巔円仁如在赤神祭鎮護国家垂愛隣。

寛文三年癸卯十一月吉日小笠原氏とありて根田治部輔俊興記之とぞありける。略

雄鹿払戸村の辺りより埋れ木出る。同鮎川という村の山なかに瀧の頭というおもしろき処あり。同じ此辺りに碁盤石ということをしるせり。寒風の山麓に石清水あり。此岩のわれたるひまより見れば、うちに蛇のすめり。八螭蛇というものにや云々。

成会の村をめてに、ゆみてのかたに遠からず黒岡というやかたのあり。その岡辺には石弩のいと多く柳葉鬼面鳥舌の多くいをいだすと語る。妻丐山の麓に出るにひとし云々。

略 行く行く浅内のやかたになりぬ。こゝにも名だゝる湖のあり。へたをめぐりて村々の見ゆ。此あたりは柴折りつま木伐る山もなく、賀須というつちのくれのごときものを掘りあげて日に乾て是を焚ぬ。

賀喜石という村あり。なべての名は浦田とぞいうなる人の家の軒近く路のかたわらに大石のふたつあり。この石の面にぬかりみちをふみ入たらんようしておさなき足形の付たり。手形もありしかど石の酔れてあしがたのみひとつ残りつという。

略 寒風山の麓なる大保田村に鮎武屋布、鮎武墳とてありけるも、そのゆえもやあらん。此事のもともあやしければ流谷地てうことなるをなど書て一言にいいたちてはとうち笑う人の多かれど、あやしというもさらなり云々。

頑夫云う。恩荷の秋風というは菅江真澄翁の日記にして先年抄出したるを爰に録す。(真崎氏筆麻迦勢五編)

旧城地坪数(秋田旧城)

本丸 貳万千七百八拾貳坪
二ノ丸 三万貳千百四十五坪

北ノ丸 四万貳千五百六十坪
内 壱万坪樹木植付場除地
三ノ丸 八万貳百十六坪

金沢城地先生御覚書

一	巳向	十三間	
一	辰向	二十一間	高さ八尺
一	卯向	十三間半	高さ五尺
一	同向	拾間	高さ壺丈五尺
一	巳向	拾七間	高さ二丈此処右沢左り是迄山添
一	丑向	拾貳間	高さ四尺 右同
一	卯向	貳拾間	高さ五尺 右同
一	辰向	拾貳間	高さ壺丈右沢添左ほり切有
一	巳向	拾九間	高さ三尺 右沢
一	巳午割	貳拾五間	高さ丈三尺
			右沢左沢山の崩れたると見得たり此処鳥井有
一	午向	拾三間	高さ五尺右峯つゞき左り峯添
一	巳向	四間	高さ二尺此処未申割権五郎塚に当る
			甲に光連寺に当る 右沢左沢山添
一	巳向	拾四間	高さ六尺右は峯つゞき左り峯つゞき
一	辰巳ノ割	七間	高さなし

右の方は迄峰此峯は堀切りに候や峯の走り金沢新町

卯辰ノ割三拾間 高さ三尺右大沢左り山

巳午ノ割七間 高なし右沢此処御手洗有

卯辰向 四間 高さ壹尺 此処より右郭左山添

卯向 九間 高さ五尺是迄右の方郭左山添

丑向 式間 此処右の方へ郭え腰回り輪有り

亥向 五間半 高さ三尺此処左右へ腰回輪と見

戌向 式十壺間 高さ三尺左の方に曲輪有

此処右に堂有

此曲輪式拾間 戌向左りの屏より打初る

同曲輪（同向六間）七間幅三間矢倉台と見得候

寅向曲輪拾壹間此處腰曲輪有

同曲輪辰弐間 寅向拾壺間下に腰曲輪有

同曲輪卯向拾貳間午未の割九間左方腰曲輪回す

同曲輪未向人間是は最初打始の向と廻り合処也

丑向 四間 高さ五尺

丑寅ノ割拾間半 高さ六尺

辰巳ノ割 八間 高さ四尺是より曲輪

同向五間 辰向九間半

子向拾六間西戌割貳拾三間此処より八幡堂の
腰曲輪有下えも壺と通り有 未向五間二尺已

丑寅向拾貳間八幡堂鳥居

同午向幅四間土居 子向貳間高さ四尺

八幡堂脇戌向式間半

同曲輪子丑の割六間 寅向五間 卯向六間此

巳午の割拾壺間二尺何も腰曲輪あ

り
戌向九間御堂前打始に合

寅向壺間 高さ四尺

卯向貳拾間此処より右の方に郭有

寅向六間

卯向拾貳間此處虎口有

子丑の割拾間左り方に曲輪馬出に下る

右之方五間程平地

酉向拾間

子向五間此処左り方腰曲輪より小口有

寅向弐間 高さ四尺打始

亥向拾間子向三間丑寅の割拾貳間左り方一段

下し三角平地有三拾間に幅拾間程辰向拾貳間

此処丸馬出の様に四拾間に幅拾貳間程二重に

有 午向拾貳間左り方段二つ三つ有 甲酉割
拾三間是は堂の後の郭也 此郭より堂未向に

当る此処打始に合

一 辰巳割二十間幅十五間此処左右腰曲輪幅八間程

一 辰巳の割四間 高さ壹丈五尺

一 大郭卯向六間辰向拾四間

同曲輪此処に小口有べきか打留小沢有

同卯向拾七間半此下に腰曲輪少し有 打留三

重に堀切有 未申の割十壹間此処小沢有 午

向拾六間打留に堀切六処有此間腰曲輪なし

午未の割五間半堀切の右の方より腰曲輪付

酉戌の割六間腰曲輪有幅三間程腰曲輪より高

式丈五尺 戌亥の割四間高さ三丈腰曲輪つゞ

き 亥子割七間高さ三丈ほど腰曲輪つゞき

戌亥の割九間半此処腰曲輪有 丑向七間此処

小口跡有打始の下の方の腰曲輪より小口跡え

回す其下に腰曲輪有幅二三間程今山道あり

戌亥向拾四間半子向六間此処下の腰曲輪幅拾

間程 丑寅の割五間大郭終る

一 卯辰の割拾七間四方打始右の方へ門有べし但

し水の手が前平地有土地三角其下より沢なり

一 午向四方此処より郭え登左り方沢

郭打始未申割五間 申酉割拾間 午向七間左

り方段有 未向六間左り方段有 申酉割六間

左り方段有 午未割拾九間此処出入有らんか

左りの方段有 未向三間土居高さ五尺程堀切

有 戌亥割拾貳間半寅向拾九間下り左り腰回

輪道有左りは大沢也 丑寅の割貳拾壹間半

丑寅の割拾間 子丑の割八間 寅卯の割拾間

左り方道にて堀切る 辰向四間未向八間

一 午未の割貳間 高さ六尺

一 未向三間堀切幅

一 未申割貳間 高さ五尺是より向郭に上る

未向拾間半左り方沢有 未申割七間此左り方

より腰曲輪有幅六七間其下より道あり 未向

八間左り方前に同 午未の割拾九間下左り方

腰曲輪幅拾五間程丸馬出の様に跡先せまし

此処に小口あらんか 戌向拾八間陰に沢有腰

曲輪有此打留に丸馬出の如く曲輪有向に堀切

二つ有 午向八間左り方丸馬出し如し此処よ

り権五郎塚 戌子向新町申酉の間に当る 寅

卯割六間腰曲輪幅六間程道あり 寅向六間腰

曲輪よりは迄高さ三丈 丑寅の割七間半 丑

向九間腰曲輪右同断 寅向七間腰曲輪三間程

堀切下腰曲輪へ直に下るならんか 辰向拾二

間左り方堀切の幅六間程

寛政三亥二月二日

石川氏

妹尾氏

山崎氏

右人数先生同金沢之行

先生と云は佐藤存兵衛信躬のこと也。雄勝郡湯沢町の人也。金沢古城の図は別にあり。

明治三十一年十月二十二日晦日課

三十一年十二月十二日十三日

西根小屋町桜下に於て

石川理紀之助写

岡見順平履歴

閑居願以来の記録

口上

私儀安永二巳年十二月中十歳にて出仕被仰付。同月御小姓御番え被入置式人御扶持御給銀六拾目被下置難有仕合に奉存候。天明八申年六月中大御番に被拔置式人御扶持御給銀式拾式匁五分被下置候。寛政二戌年七月中親藤治右衛門病死仕。同八月中知行高百式十匁石式斗三升にて家督無御相違被仰付難有仕合奉存候。同三亥年四月中大小姓え

被拔置候。同四子年九月中帰番被仰付候。同五丑年湊御米蔵役被仰付品々心を用出精相勤候に付同六寅年被留置相勤申候。同八辰年十二月中宇佐美三十郎代四番大御番組頭役被仰付候。同九巳年五月十日夜番の処北御長屋より出火にて新御兵具蔵迄御焼失の砌御殿回り火下にて甚危処消防の御人数手配行届き御本城え火移し不申段於御広間御評定奉行御添役を以御賞言の上御年寄中御逢被成下候。同九月中御物頭え転役被仰付候。同十一未年六月中御境目奉行兼帯勤被仰付候。其砌亀田御領地の目付御境八卦通剪木一件品々相難向方御役人中え数度の文通掛合右為御剪取に相成候。同十二申年御境目方御用所え被属置御評定奉行取担被仰候に付隙明被仰渡勤中辛勞相勤為御賞銀貳枚拝領仕候。同五月中病氣に付御物頭御役再応御訴訟申上候処願の通御免被成下大御番組外に被仰付候。享和三亥年正月中大御番え被入置候。文化元子年鶴形御番相勤候。同四月中御財用方吟味役被仰付候。同七月中取担方出精に付銀拾五匁拝領仕候。同十一月御財用奉行え転役被仰付品々取担被仰付候。同二丑年御境口御取締り存付申上取担被仰付候。同六月中御坐の間御建直し御普請無御滞相濟

為御賞銀二枚拝領仕候。同三寅八月中酒造御試み取担被仰付候。同四卯年五月廿四日蝦夷地え異国船渡来騒擾に付箱館表え御加勢の御人数被指出右係り被仰付御兵器并諸雜物繰り出し方其外品々御用向御手筈無滞翌廿五日被指出猶跡御人数被指出候迄昼夜無間断相勤御人数帰着迄は御繁多の御用取担。同九月中公儀御役人中海辺御見分御用御通行に付御領内数十里の海岸難処の道橋并御番処急段の御普請御都合可仕被仰付諸向き御手筈無御滞相済候。同十二月中酒造方并御境口御改以来不少御益筋有之御称言の上銀五枚拝領仕候。同五辰年二月中海岸御備に付軍將始出張の面々実地不案内故見分罷越度の段申上候処、多勢見分被仰付候ては村々迷惑に可相至、依而兼而案内の事故右面々え実地絵図を以可相論趣被仰含、立而御辞退申上候得共御叮嚀の被仰含無抛心得形の儀申論候処、孰も巡見指扣御受に相成候。同七月中湊出穀尺々敷無之残石有之候。而ば上々不益下々不融通に相成候。故御役銀相弛め取扱被仰任置候に付、同処え相詰取扱の処、前後無覺過半の御役銀相納り候。同暮右御益筋并御境口旁被思召、御年寄中御賞言の上銀七枚拝領仕候。同七午年正月中御陰の間え

被召出御領内産物の儀品々蒙御叮嚀の御意、猶御酒御吸物頂戴仕冥加至極難有仕合奉存候。同六月中從江戸表御筆の御掛物拝領被仰付難有仕合に奉存候。同十月中御人繰を以御財用奉行御免に被仰付、勤中品々係の御用辛勞相勤候に付為御賞銀七枚拝領仕大御番七番え被入置當時八番相勤候。同八末年御郷役銀受取役相勤候。文政元寅年鶴形御番相勤申居私御奉公惣年数今年迄四十八ヶ年相勤年五十九歳に罷成申候。内定御役十二ヶ年壺ヶ年御役五ヶ度、当坐御役御領内公用度々相勤申候。御賞言御賞銀数度拝領仕、別而急卒の御軍用無御滞相勤、豊重難有仕合奉存候。然ば閏四月中より腰痛煩にて医者安部養安薬用仕候得共相勝れ不申。同十一月中より臼井省軒に転薬仕候得共別而相変儀無御坐、尺々敷快気の程も不相見候段同医申事に御坐候。嫡子佐平治儀十二歳にて寛政八辰年三月中出仕被仰付。同月中御小姓御番え被入置二人御扶持御給銀六拾目被下置難有仕合に奉存候。享和三亥年大小姓え被拔置候。文化四卯年箱館表え御加勢の戦士被仰付出張仕首尾能相勤、八月中帰着仕候。同六巳年十二月中大御番え被拔置五番え被入置二人御扶持御給銀貳拾貳匁五分被下置候。

同七年年私完御役相勤候に付指上米受取役相勤候。
文政元寅年御金役御物書相勤候。今年迄御奉公惣
年数二十五ヶ年相勤、三十六歳に罷在申候。私知
行高百式十壺石式斗三升。百拾四石式斗三升御本
田、同七不開高にて御判紙頂戴罷有申候。前条申
上候通の病体にて向々御奉公勤相勤依之奉願候間
閑居御暇拝領被仰付、嫡子佐平治え御積を以家督
被仰付被下置度奉願候。右の趣宜様に被仰上被下
度奉存候。以上。

文政三年辰の三月

岡見順平

八番組頭

右閑居御暇願の通被仰付候

文政四年巳十二月 伊勢参宮願申立

口上

私親順平儀数十年首尾能御奉公無滞相勤、閑居
御暇願の通被仰付難有仕合に奉存候。然ば勤中神
願の儀有之候に付伊勢参宮仕度奉存候。依之未巳
春中百日出国御暇拝領被仰付被下置度奉願候。右の
趣宜様被仰上被下度奉存候。以上。

十二月廿三日

岡見織部

右願の通御暇拝領被仰付候

一 同五年午十二月出国追々御暇申立同九月中帰国

一 西国九州長崎四国遊歴の記別録に有り

一 百姓共農業に付手足の痛みを癒し候。和蘭即功
油弘方御免願申立、弘方御免に被仰付候。百姓
徳用不亀手の薬

一 同七甲申秋 勸農最要 著述開板

一 同八乙酉 農業童子訓 著述開板
養蚕之伝 著述

一 天保元寅十一月御称銀

諸産の儀は先年より夫々御取立被成置候処、父
順平御財用奉行勤中格別出精取立。其後於諸向
も追々取立相開。猶順平儀今以心を用勸農新編
其外品々著述。此度上木の心懸の様に相聞得深
切の至に候。依之格別の御吟味を以為御賞銀子
三百目産物方より被下之候。

十一月

一 同二年卯秋 勸農新編 著述開板

同十二月郡方より金子二拾両被下候。八拾通郡
奉行え差出候。

一 同三辰の夏秋田郡え勸農に回在候。郡奉行より
左の通

以手紙御入候。此度岡見順平殿農事取勸め方の
儀に付御内々御年寄宛被仰含候訳も有之被越候

間、親郷は不及申寄郷共に泊り泊り肝煎長百姓小百姓たり共農業出精の者得与御面談に耕作損益の次第具さ可承候。尚又土地所に依り品々の仕方も可有之事故、自分共においても取請け可有之筈に候間、無覆蔵是迄の仕形を存知付き等申発し委曲は熟評の上耕作の利益を得候様專要に存知候。右可申達如斯候。以上。

四月十八日

蓮沼仲自筆

秋田郡駅々肝煎殿

三裏先生の伝 日本弘道叢記第七十七号

佐藤韜襄先生

文襄先生

開襄先生

萩谷勇吉 東京都

三裏先生とは韜襄・文襄・開襄の三氏をいう。号は其子孫の諡号なれども、事蹟の後世に伝えて美談となすのみならず、世教を益する少なからずと思料す。因て其伝を略記して紹介する所以也。

・韜襄先生 佐藤存兵衛

佐藤信躬は通称を存兵衛と云い、出羽国雄勝郡湯沢の人也。世々佐竹侯に仕う。大野七右衛門芳

賀源右エ門等を友とし善し。曾て某年の春正月二日関口山に兎兎を獵せんが為鷹を携えて出行す（鷹狩と称し兎兎を獵すること当今も秋田県下に行わるゝ由）。途上暴風雪を捲て起るに会し、凍寒骨に徹し進退谷る。偶路傍に薪材の山積しあるを見て其蔭に避く。颼雪益々烈く將さに埋没凍死せんとす。因て三人約すらく応に此処に果すべきか武士たるものゝ本意にあらざる素よりなり。寧ろ決死帰らんが好し。偉いにして帰家し得たるにせよ赤手為すなきを如何せん。苟も大丈夫たるもの藩祿を食み如斯賤業もて生涯を送らんとす。恥辱も亦甚だしと云うべし。今日の事既に死せりと決せば何ものか恐るゝ所あらん。如かず一身を擲て一大事業を起し藩侯の為め企画せんには果して事成就すれば身を立て家聲を揚ぐることを得べし。豈快ならずや。乃ち各其志を述る所あらんとす。是於乎存兵衛は云う。余幸に武門に生れたれば今より軍学を学び修得したる後之を藩弟子に教えて封内の士氣を振作し他日の要をなさしめん。七右エ門云う。武備あらば又文備なかるべからず。余は文教礼節を興して素養を培琅せん。源右衛門云う。藩侯の初め水府に八十万石を食むや頗る富饒

なりき。後故ありて斯地に移封せらるゝや僅かに二拾万石如かも土地荒陬に偏し疲困甚し。故に民産を起して幸に富殖を致さば是亦他日の要に充つるを得ん。三人曰善しと誓い終にや所携の鷹を放て帰る。而して僥倖にも三人共帰家するを得たり。是より存兵衛は兵学を学ばんと欲す。然れども晨日には武術をこそ修行なしたれ。文学上は漸く姓名を記するに止り、且家産としては僅かに一家を維持するにさえ窮すれば早晨より薄暮に至るまで耕耘力作に従事せざるを得ず。夜間に入り初めて字を習う。素より紙筆を購うに余資なし。乃ち砂灰を盆上に盛り修練する数月少しく知得する所あり。依て速かに師に就かんと欲するに絶えて知る者なし。時に湯沢を距る式拾四里程久保田（即ち当今の秋田市）と称する所に梅津柏葉なるものあり。武田流の兵学を教授して頗る博学と称す。即ち就て学ぶ。然れども生計上其塾下に在ることを許さざれば、日を期して到り猶書籍を借り家に帰り独習し、解せざる処に至れば乃ち立て飯を結び携えて師の許に発す。昼夜を論ぜざる也。如此往復すること数年、一日大風雨に遇う。神宮寺の渡口に到れり。玉河暴漲して洪水横流一望湖海の如

し。乃ち旅装を解き両刀及衣類を背上に纏い游て渡るに前岸に達するを得たり。而して前路亦阪本戸島の諸川皆此の如し。泳ぎ渡ること前の如くし漸く久保田に到れば洪水各家の床上に及ぶ。馳せて柏葉翁の許を訪い、且過ぐる所の光景を述ぶ。翁其挙動暴虎憑河の勇に類すると為し励声一喝、今より破門すべければ直ちに帰家せよと。存兵衛其意外に驚き陳謝すれども許されず涙を振うて辞し去る。帰途先輩の門を叩きて事の始終を告げ且師翁の意を救解せんことを請う。先輩等存兵衛の意志を憫れみ師翁を説くことを得たり。師翁一旦是を咎めしといえども心私に其至誠を感じて再後教諭懇篤倍厚きを加え、猶且学資さえ助けらるゝに至りしかば、愈々出精して終に蘊奥を極め初志を達することを得たり。後家塾を開き子弟を教うるに入門するもの数百人、為めに藩内の士氣を振興せり。

・文襄先生 大野七右エ門

正甫後に文襄先生という。又貧困なり。存兵衛等と約して帰るや直ちに江戸に出て良師に就き学ばんと欲すれども其資なきに窮し、昼は播盆を作りて市に鬻ぎ、夜間の寸隙を偷み以て読書す。此

の如くすること半歳斗、漸く旅費を得たり。乃ち笈を負て江都に出て入江南溟の門を訪ぬ。学僕となり苦学す。某年火あり將さに師家に及ばんとす。南翁既に救べからざるを知り妻子を携えてのがる。七右エ門救防に奔走すれども終に能わざる也。時に一室師翁祖先の神牌奠しあるを見て之を携帶逃出せんとする。既に焰炯四隣を圧して逃るに路なし。於是死を犯し傍なる厨下に投じ汚泥を蒙り漸く避るを得たり。少焉ありて火は鎮まりしといえども南翁は七右エ門の見えざるが為め以て死せりとなし惻然たりき。七右エ門は僅かに万死を免がれて一生を得漸く南翁の所在を尋て至り、其始末を語るに、南翁は喜に堪えず殊遇するに至る。是より刻苦黽勉在塾十余年、業成り帰国し子弟を教授す。初め七右エ門の学に志す当時の青年太平の余習惰弱に陥り歌舞に耽り或は遊樂を事として、七右エ門の之と与にせざるを却て惡み惡戯至らざるなし。故に途上邂逅する者あれば青卷治郎来れりと甲唱ては忽ち群集して罵詈し、或時は道路に顛仆せしめて果ては往々打擲さえ加えられしことありという。七右エ門以て意となさざる也。終に江都に遊学し業成り帰るに及び時習書院（官立）

の教授となる。時に藩主泰蛾公文学を敷教せんが為め学館を各郷に設立するや乃ち巡回教授の任に当らしめ益奨励せしかば、礼節を重ずるの士風靡然として起り、先きに罵詈せしもの等まで却て教化せらるゝに至りしと云う。

・開襄先生 芳賀源右エ門

名は勝年、通称源右エ門という。貧困甚し。佐藤存兵エ等と誓約して帰家するや直に準備に着手し、先ず農具を整理して解雪の候を待ち、始めて雄勝郡道地野と称する原野を開墾し菽豆を播種す。而して山隠には杉栗を芸え、居宅の近傍には桑麻を栽し以て偏に農産を興さんと期せり。素より奢侈を嚴に戒め、白木綿を以て製したる筒袖単衣を着け、粥を啜り粗菜を食い口腹に飽くを以て満足し、戴星出でゝ帰るに亦星を戴けり。如此拮据すること数年、十余石の菽豆及若干の菜栗等を收穫し得て市に売却し生産の資幾分を得たり恰好し。此時同藩士星軍八及豪農富谷平右エ門等荒蕪の地を開拓するの志あり、称源右エ門の堅志を見て其資を扶け雄勝郡湯沢中村相川等の諸村なる荒蕪地を開墾せしむ。効あり藩主よりは其功として禄秩拾参石式斗四合八勺を給せられ、星軍八等よりは

其報として田式拾余町歩を与えられ漸く富饒を致す。後存兵衛亦荒蕪を開墾するの企あり乃ち資を扶く。此時他にも亦開墾の業に従事するものありしかば其緒に就きしを喜び猶思えらく、米穀に働いて起すべきは夫れ養蚕の事業かと。乃ち之に従事し百方試育して成効するを得たり。然れども此地方一般に蚕業未だ開けざれば、全郡中村川村高松相川泉沢山田三梨及び川連等の諸村落有志の村民を奨励して資金を貸与し其業を起さしむ。其勤勉成績あるものには金品を与え以て私に之を賞するに、其業大に発達す。而して村婦は尚未だ製綿の法を知らざれば、工女廿余名を傭い繭を購入し、糸を製するに是亦成効ありて終には年々六七十梱を他邦に輸すの結果あり。又大館村に資を投じて漆器を造らしめて其地の産物となせり。斯の如くして事々物々成績を表わせしかば終に巨万の富を蓄うるに至れり。今や斯く三人共其初志を達し得て頭要の地位を占むるにとり藩侯より屢嘉賞せらるゝの榮譽を担えり。存兵衛は享和元辛酉年二月十三日を以て病没し、七右衛門は文政三庚辰年五月廿八日に病没し、源右衛門亦文政六癸未年三月廿五日を以て病没せり。後三襄先生と并称して

尊ばるゝに至る。

謹て農民諸君に告ぐ

谷 干城

諸君益々御勇健大賀の至に不堪候。今般政府提出の地租増徴案に付各県の諸君電報又は書状を以て種々御懇篤なる意志を伝られ感謝の至りに不堪。而して如此残忍なる法案を防止する能わざるは誠に遺憾の至に候。然れども諸君にして若し漠然坐視する時は政府及び政府党の希望たる永年四分の案は易々として通過せしなるべし。何となれば野党の中にも人民の休戚を顧みず威力に恐れ金に惑わされ往々節を売るものあるに非ずや。諸君等が電報諸君等が手紙又は自ら出京して尽力せられし結果として政府及同類の党亦恥づる処あり、五年を限り三分三厘と為せしも、畢竟反対の勢焰盛なるを察し漸く方向を転じ僅に目的の一部を達するに止りしは実に諸君声援の力大なりというべし。世に「騙子」と云うものあり。田舎漢を欺き或は威し種々なる方便を以て其の懐中の金を捲き上ぐるものあることは今も猶昔日の如し。諸君は已に騙子に魅入られたり。今後益々警戒を加え決して

油断すべからず。願くは儉約質素を務め泣て五ヶ年を忍べ。彼の青鬼黒鬼の騙子等は諸君が赤毛布蝙蝠傘を携うるを見て曰く、田舎は裕かなり。百姓は富めり。彼の中着金を掠むる何の不可あらんと。群議は猶継続せり。五年の期は忽に来る。決して油断すべからず。質素を務め儉約を守れ。五ヶ年間は餓饉なりと心得て田地を愛し借金すること勿れ。田地は諸君等が生活の資本なり。凡そ税は益金に賦課すべきものなり。一反の公定価格は平均四十円と定められしは則ち資本なり。資本の百分の二箇半已に過分也。況や三分三厘をや。況や四分四厘に於てをや。本邦王政の盛なる時も亦所得の百分の三なりし。西洋各国も亦所得を目安に立て、耕地の上中下を定め税を賦課するなり。故に本邦の如く資本たる地価に課するが如き酷法なし。見よ日本の面積僅々二万五千余方里なり。而して田は二百七十五万六千町、畑二百二十八万八千町、耕地の面積合せて五百零四万余町にして、全国面積の僅に壹割三分余なり。仏国の面積は参万三千余町里にして、耕地の面積は五割四分九厘なり。而して地租は僅に四千余万円に過ぎず。孝国も五割四厘、西班牙も三割五分壹厘。露

国欧州部に於て猶二割一分六厘の耕地なり。夫れ露は世界七分の一を領する大国なるにも拘わらず地租は漸く五千四百余万円のみ。其薄税たるや知るべきなり。如此対照し来らば世界中日本の農民程過酷の重税を負担するものなり。凡そ租税は国家の保護を受ける為めの代金とも云うべきものなれば、一人前の人間は孰れも身代相応に公平に負担せざるべからず。封建の世を去る既に三十余年、農民猶工商に比して十倍以上の重税を負担せり。猶又此上にも重税を課す、豈無情の甚しきものに非ずや。諸君能く此の道理を覚悟し妄に曲学阿世の徒の言に惑わさるゝ勿れ。彼動々もすれば則ち曰く、東洋の危機は迫れり。増税は兵備の為なり。増徴に抗議するは不忠なり、不義なり、国賊なり。今日は実に薪に臥し胆を嘗め生命をも顧みるべき時にあらず。況や僅々四分の増税をやと。是政府又政府党の喋々唱うる処なり。見よ彼等の挙動を見よ。果して自ら薪に臥し胆を嘗むるの実蹟あるか。生命を顧みず必死に国家に尽くし居と思わるゝか。出るに美麗なる馬車あり、還る乃ち美酒肴あり。而して彼等政府党を見よ。此財政紊乱に際し政府をして私設鉄道を高価に買上げしめ、己

れ株券屋と共謀して私利を掠めんとす。地租増徴外資輸入は株券屋と政府党の尤も熱心なる処。其心乃ち断じて国家に在に非らず。而して人に責むるに臥薪嘗胆を以てし、自ら奉ずる処前に述べしが如し。臥薪嘗胆の時は必ず他日にあらん。今日は未だ其時期に非ざるなり。注意せよ、注意せよ、決して騙子の罠にかゝることなかれ。神明は天に在り、惑うなかれ、恐るゝなかれ。聞く騙子は自己の目的を妨ぐるものに讐すと。然れども余は諸君等が巾着金を掏り取らるゝを恐る。彼等の復讐は恐るゝ処にあらざるなり。必死となりて農業を勉めよ。必死となり儉約質素を守れ。十錢以上の余金を得ば郵便局へ預けよ。赤毛布を買うことなかれ。蝙蝠傘を手にする事なかれ。騙子は此等の物を認めて諸君の懷中を窺うなり。今や三分三厘の税は諸君の頭上に墮落せり。一層節儉を加えざれば田畑も失亡するに至らん。余は断言す、五年の後と雖ども財政は決して鞏固なる筈なし。増税に次ぐに増税を以てし、五年の後又々四分五分の地租増徴説の勃興するも計り難し。今後の議員選挙は決して等閑にすべからず。正直にして財産あるものを選べ。増徴党は断じて選挙すべからず。

而して諸君等は臥薪嘗胆の心得を以て暫く此の重税を忍べ。而して彼等の行為を見よ。財政は果して鞏固と成るか。彼等自らは果して胆を嘗め薪に臥して誠実に国家に尽くすかを見よ。妄に狂奔するなかれ。明治六年七月二十八日の上諭並に条例及十年一月四日減租の詔勅は炳として日月の如し。黒雲中間を閉塞すると雖ども日月の明何ぞ缺かん。只謹んで諸君と共に雲雨の霽るゝを待たん。茲に諸君の厚情を謝すると共に愚見の一端を述べて他日の参考に供す。早く此の不祥なる年月を送り謹て旭日耀々たる好新春を迎えん。明治三十一年十二月二十九日敬白。

害虫駆除の簡便法

苗代に於ける害虫駆除に就ては度々本紙上に記載せしが今更に簡便なる駆除法を記せば、幅三尺長さ一丈又は一丈五尺の唐木綿を拵げ其下に鉛又は小石の重りを付け、上下には予め縄を付して、苗代の一方より徐々に包み来り最後に縄を緊縮するの法なり。斯せば重りによりて害虫は飛んで他の葉に移る（高くは飛ばず）ゆえ、云わば木綿の衣を広げて害虫を追いか来り一ヶ所に集めて袋入と

なすものなり。此の法によれば害虫を残すことなき由なり。かの袋綱に比しては多少費用を要し且人夫を要することなれば、一部落相共同して行うあらば費用多額を要せずして袋綱よりも効能あるべしとのことなれば、農家は幸に之を試むべし。

・麦作害虫の駆除法

麦作に生じたる害虫の駆除法に就ての簡便法を聞くに、あかてはダニの一種類にして、ダニには動物を害するものと植物を害するものとの二種あるが、麦の害虫なるあかては即ち此植物を害するダニなり。併し其性は甚だ弱きものなれば別に著しき害をなさずと雖も、蔓延せば有害なるを以て駆除法は最も必要なり。其簡便法なるものは即ち木綿にて丈の長き袋をつくり之に柄を付し、袋の口へ竹を付け一方に綱を張りて其口を弓形の如くにし、綱のところを以て麦穂に振れ害虫を袋の中に叩き落すものなり。其時間は日暮より夜にかけて施すを宜しとす。斯くせば麦の発生を害せざるのみならず別に費用を要せざるを以て頗る簡便なりとす。農家にありては宜く之を実地に施行すべし。

苗代検査法概要

一 苗代の床幅を三尺とし苗床の凡そ二寸の地底を踏み固め肥料を浅施し、苗根の長く伸びずして活根のみを作育する事。

一 苗床一步に播種する粃種の量は四合三勺四才強とす。

一 苗床一尺平方に播下する粃種粒数は三百八十粒許とす。此内八十粒許は生育後撰除し又は生育せざる見積りにて、残り三百本許は全く生育を遂ぐる良苗の数とす。

・旧法苗代検査法

一 苗代田の上に橋を架し、其橋上より苗を検査し虫卵を除去するなり。

一 大幅の苗代田を一步行毎に苗を踏み埋むる覚悟にて距離四尺位毎に踏入り虫卵を取除くなり。

イモチ病

官報明治十九年十一月廿七日

問 福島県磐前郡高萩村吉田稻太郎

「イモチ」の発生するは挿苗後凡三十日頃にありて、初めは苗の色純黒となり忽にして苗先き二分程黄色又は茶褐色に変じ、漸次偏小して終に

穂を孕むに至らず。本年此害にかゝりたる田地一回除草の際例年と異り苗の成育甚だ善く且速にして近傍の稲苗之れに及ぶものなし。然るに其后兩三日を経て之れを見るに苗先き黄色はなく已に「イモチ」の害を萌ぜり。依りて仔細に其田面を検するに、偶鼠害のため畦畔破壊して暖水他へ流出し田水は平日に異りて甚冷なり。是を以て此の害は多く冷水を注ぐに由るものと思ひ之を他田へ流出せしめたり。然れども他田は之れが為め小害を見ず。抑も此水田は字山の入と唱え地味肥沃にして、其肥料の如き例年少し斗の草を施すに過ぎず。然るに本年は刈敷（ナラ、クヌギ）肥（踏藁）等を多量に施したると非常の冷水を流入したるとに因るものと愚考し、左に二法を施したり。

第一 田水を停止すること十五日の後之を見るに稲根より新葉を生じ或は黄色となりし葉は旧に復せり。

第二 田水七八分程を注ぎ麦藁灰の稲根に撒布せしに其初の黒色を失せり。然れども此二法たる未完全となすべからず云々。

答 農商務省

「イモチ」病は外気温冷の変換耕土中に滲透せ

ざる際に於て発する所の稲病也（徴候は葉に黒及薄赤の斑文を帯び根元には腐敗を来し莖葉は漸次萎縮し終に枯死に至る）。故に

地中の冷なる所には 冷イモチ

清水を注ぐ田地には 水口イモチ

旱天のつゞく時には 旱イモチ

肥沃の地には 肥イモチ

本文のイモチは肥「イモチ」なるべし。これを予防するには常に田地の四方に深さ二三尺の溝堀を設置き、既に該病の徴候を認めば四方の堀に水を抜き去り田面少く割るへ程に乾かし、而して水二三分を注入し直に雁爪器（方言手熊手）を以て株間を三四寸搔起し、土塊は三四日を過ぎて攪拌し表土を平坦ならしむべし。此方法を以て兩三度除草せば其害を予防するに足る。但し除草は温和の日に於てするを良とす。

又本文の如く水を停止するも麦藁灰を稲根に撒布するも、除草の際温氣及冷氣を地中に滲透せしむる様注意せば効あるべし。

因云、終年水の乾かざる田には根虫発生して肥「イモチ」の如き現状をなすあり。其の如何を注意すべし。

虫害数件

三十一年六月十五日郡書記内海文治氏下虻川にて相談

- 一 虫害駆除予防を設くる事
- 一 下虻川に於て試験せる如く水油又は石油を散布す。直ちに水を払う事。但し油の度量は大方五反歩壺升の割とす。然れども天氣の善惡に抛り散布を見計い施行するものとす。
- 一 水の掛引の不便なる田は油を少量に施すべし。但し散布の見斗いは適宜を要す。
- 一 苗の株を残したる苗代は是非予防を為すこと。為さざるは直ちに取り捨つべし。
- 一 田は植付後十日過ぎ又稲の弱き方は十三四日過ぎたるに施行すべし。
- 一 予防法実施の期より定め郡役処に報告すること。
- 一 害虫駆除予防方法等に付役場員其他に担務者を定め施行の監督又は郡役処に報告等を為すこと。
- 一 中以下の小作人にして油の負担に堪えざるものは是非地主に於て油を下す事。但し役場より地主へ談ず。小作人へ油を出さすること。

若し応ぜざるものあるときは郡役処へ其人名を報告するものとす。又水の不自由なき処は水油をつゞきかけ水を落して直ぐ採草すべし。右決議候也。

明治三十一年六月十五日

・浮塵子

- 一 雌蛾毎に十粒廿粒の卵を産む。四五日に孵化す。
- 一 苗代の中四尺毎に凡一尺位の通路を残して駆除其他の便を斗る。
- 一 鋭く尖りたる口ばしを以て葉の組織内に刺入れて産卵す。
- 一 害虫すべて苗代に集りたる時油水をそゞぎ排水のこと。
- 一 苗代のかたわらに苗代を設けこれに害虫を誘い集め注油又は藁をかけ石油をそゞぎ焼殺すべし。
- 一 苗代の入れ水口より油をそゞぎ入るゝこと。
- 一 益虫を保護すべきこと。
- 一 年五六回孵化。春季一疋より四十五疋、雄六雌四の割にて、一ヶ年五回として二千三百九十一万四千八百四十五疋。

一 由利郡害虫駆除予防法を印刷したりという。
又訓令もありという。

印度大饑饉

拜啓陳は今回印度大饑饉に際し同国無数の災民飢餓の惨状に就ては各新聞社に於ても既に其状況を報道す。併せて義捐金を募集す。日本銀行并に正金銀行等に於ても其送金を取扱う等夫々同情を表し居候処、今般米国「シカゴ」府「マハーボタイ」会総督書記「エッチ、ダルマバラ」氏より更に別紙の通り外務大臣へ宛て救恤方の義に関し申出の趣も有之。右に付一応外務大臣より在紐育内田領事をして該会の性質及書記の身元等取調しめたる処、其報国によれば「マハーボタイ」会なるものは仏教徒の団体にして右救恤の件に付ては同会より処々に書面を發し普く義捐金の募集に尽力せるも、義捐金に付ては別に取継をなさず義捐者より直接印度政府の其筋へ送付せられんことを乞いたる旨に有之候趣に有之候間、義捐者に対し右の旨趣可然御伝達相成候様致度、此段得覺意候也。

明治三十年九月二十四日

三崎県治局長

岩男秋田県知事殿

此書札致啓上候。陳は幾百万印度生靈饑餓の惨状を及御報道度方々其惨怛の現状を写し但別紙書翰曾遲候間、閣下幸に本件を日本の仏教徒に御指示相成候上其贊助を存て此凄然たる褐難を相救候様御取計相成度致希望候。印度人民は仏教徒の救助を渴望致居候。此事件に付露国政皇帝陛下は親しく同情を表せられ、且つ黒斯科の大僧正も其救恤基金に相応の義捐を為べき旨を人民勧誘致度候。米国人は亦印度満船の報物を輸送致し候。独り日本の仏教徒は未だ此挙に出づるを聞かず候。然るに貴国人と印度との関係多きを加え候。不遠に存候へば、閣下に於ても充分御高察を賜わり出来得べき限り御救助被下候様致希望候。尚仏門僧侶は該救助基金募集の為尽力可致様御勧告相成度。

天皇皇后両陛下及び皇太子殿下に於かせられても本件に御垂憫あらせられ今や餓死に瀕せば幾千の生靈を御救助相成候様致懇望候。敬具

千八百九十七年二月十八日

米国イリノア州シカゴ府デーアボーン街三二四番
アバボゲ会総督書記 エッチ、タルマバラ
日本帝国政府

外務大臣伯爵大隈重信殿

中古舶来せし植物年表

或人の取調べたるものを得たる由。何かの参考ともならんかと左に出す。

草綿	桓武帝延暦十三年崑崙人持来る
煙草	慶長十年（或云元龜年間）南蛮より来る
南瓜	慶長元和の頃カンボチャより来る
西瓜	寛永の頃琉球より来る
蜀黍	中世漢土より渡る
玉蜀黍	天正の初蛮船持ち来る
蕃椒	加藤清正朝鮮征伐の時持帰る
甘藷	慶元の際呂宋より渡る
菜豆	隠元禅師明より持ち帰る
楡梲	寛永の頃蛮国より渡る
山査	享保十九年朝鮮より渡来
臘梅	正保中漢土より来る
顥桐	延宝年中玖島より来る
秋海棠	寛政十八年三月中華より来る
千日紅	天和年中漢土より来る
山菜萸	享保七年朝鮮より渡来
美人蕉	天和年中琉球より来る

吳菜萸	享和度朝鮮より来る
扶桑花	寛文中琉球より来る
落花生	元禄の末漢土より来る
玉蕊花	享保八年和蘭より輸入す
補骨脂	享保年間漢土より渡る
桂	東京種享保十年漢土より渡る
唐楓	享保年間来る
蔦蘿	寛永年中カンボチャより来る
人参	享保四年朝鮮より渡る
黄芩	享保七年朝鮮より
鹼蓬	延宝年間南京の僧携え来る
酸棗	享保七年漢土より渡る
菰	隠元禅師（漢土より）携え来る
長寿花	天保年中和蘭より渡る
含羞草	同前
散丹花	琉球躑躅、茶蘭、梭欄竹、金灯草、玫、瑰、風車、蓮玉、アンジャベル、ロウサ
	正保年中に渡る

新潟県南魚沼郡農会に於る演説

樋田魯一

又現今勤勉節儉貯蓄を實行して著名なる人の

一例をあぐれば秋田県南秋田郡豊川村大字山田に石川理紀之助と云う人あり。此人は他より養子となりたる人なり。当時養家は借財多く家政頗る困難なりしも氏の勤儉によりて竟に借財を返償し得たるのみならず田畑をも漸く買足して大字山田の総反別十の七は同氏の所有たりと云う程に至れり。

氏は学識あり而も公益に志篤かりければ屢々秋田県庁に挙げられて勸業課に奉職する事前後数回、其功績見るべきもの多し。偶々居村の困窮を救わんとため官を辞し家に帰る際在勤中着用せし絹の袴一つありしを、是れは子孫のため村民のため示すべきものに在らじとて其の袴を解き放ち不用となしたりと聞く。再後村民と約束して一村の改革を任し自ら率先して勤儉貯蓄を行い終始細民と休戚を俱にし年中行事総て約束に随がわしめて其督促を励行すること数年一日の如く、村民の家政漸く恢復して借財を償却するに至る。然れども極の細民は容易に恢復し難く、且自ら其の地位に居られて人に難き責むるが如き嫌なきにあらずとて、今より九年前氏は本宅を距る二十町許りなる艸木谷と云う所に山居独住を企て、素手にて生計を営み試みんとし本宅をば田畑家財を妻子に譲りて谷間

に小屋掛けて開墾をなし水田を得ては稻又稗を植え、畑地を得ては苹果又は杉等の苗木を仕立て傾斜地に杉林を仕立て、斯く如くして九ヶ年を経過し今や水田も一町歩に近く、畑山林若干を得て自家生計に余裕を生じ、凶荒備雑穀其他合せ二百八十余俵を板蔵に貯蔵せり。斯く身を以て率いたるの決果大字山田にありては普く負債を償却し得たるのみならず十中六七は板蔵を立て凶荒予備の充足するに至れり。現に余の目撃したる板蔵の前には貯蔵の品種数量等を記したる板札に石川氏検査の証を為しあり。實に至誠天地を貫く斯くの如く豈嘆羨せざるべけんや。尚其間居郡は勿論隣郡に及びて勸業の奨励に従事し、又実用の著書数冊を著す。尚昨年は全国実業団体中央本部の委嘱に依り九州四国の県々へ勤儉の遊説を右し、是れ等の費用皆九ヶ年間艸木谷に在て鋤先にて作り出せし余裕地で支弁せしと云う。余本年九月陸羽農区実業大会隣席の爲め秋田県に至る。氏は遠く十五里を隔てたる能代港迄出迎えられたり。是れ廿年来の旧知己たるを以てなり。故に帰路余は艸木谷に至り氏の山居に一泊せり。山居は廃物利用庵と称し器物一切廃物を利用し住居は四畳半なり。別に

釜屋あり納屋あり板蔵ありて付属し、食事は氏自ら炊事を為し膳は鉄燭台の座二ヶを以てし、余と氏と対食せり。茶碗其他皆一種の物なし。是則ち廃物を利用せし実徴なり。斯る宿にも室の二方に充満せるは書籍なり。氏の書を好むや如るべきなり。殊に歌県に達し近村の若者来り学ぶ。当時万葉集の講義中なりき。其雅致思ふべし。而して氏の目下勤めつゝあるは村々の適産調是なり。是の適産調と云うは土質を調査して其適産を調べ是れを書冊と図面に著し、同時に已往其村々の盛衰興廃に鑑み将来其村を隆昌ならしむるべき村是を調べ相待て実行せんと期するにあり。其事業を企つるや氏元来地質学を修めしにあらざるを以て農商務省の地質調査所の出張官に氏は弁当を以て随行する事一ヶ年余遂に能く其調査の途を会得し、其より壮年者三拾名を養生し村々の篤志と一隊をなし氏自ら之れを率いて炊具一切を携え、昼は実地の調査に従事し夜は記事及図面の調査に従事し斯業漸く闔郡に重ずる所となり、富豪家の父兄相競うて其子弟を托して其事に従わしめんとするに至る。子弟の来り従うや先づ炊事に従わしむるを以て当初は甚だ子弟の嫌う所たりしも、父兄事業へ

兎角一度石川氏に親め随従せしめば其思想忠実となり将来家を守るに安全の志立つべしとて強て随従せしむる所たりしも、今や子弟も其篤行に馴致し甘じて随従するに至れるとかや。此事業は今や南秋田郡が六分、河辺郡山本郡二三分通り成功せり。之を以て推せば数年ならじて全県下大成の期至らん。此際又石川氏は報告会なるものを南秋田郡物産品評会場に開けり。是は前田正名君を会長として報告の席を設けたるも、当時前田君は渡米中なりしを以て余に其席に付かんことを請わる。余は県庁の高等官郡長等も臨席の事故之れを譲りたるも強て望む故会長席に付き其報告を受けたり。席前の大テーブルに郵便貯金預の通帳を渦高く積み重ねたり。是明治十八年農商務省より各農区へ書記官を派出して勤勉貯蓄を奨励せる所の決果なりと云うも、十八年以降今日に及間断なく貯蓄を実行せしは石川氏の忍耐篤行に依られんば能わず。当日は此事に預りたる各郡の篤志者列席せり。其席次は貯金収集の度数の多きものより順次に列席せり。畢竟貯金は如何に奨励するも収集めて預け入れがなしの労を取る人なくんば行れざる。細民の常情なるを以て勉めて収集め預け入れんかを致

したるものなりと云う。其而して取集めの度数の最も多きは千八百回以上なり。石川氏其首席たり。此貯金の報告をなしたるは南秋田河辺山本の三郡の村々に繋れるものでありました。尚種々御話申度なれども余り時間も長くなりました故爰に話を止めます。

笹米の報知

一 笹米は旭村赤坂字大沼沢及城の岡に發生し、六月初旬開花、同中旬結実、同下旬熟実。早収は同下旬、晩収は七月初旬、而して全部の惣収貳石前後なり。但し六十年前本年の如く結実せるは古老の口碑に伝わりたり。

一 本年は客年違作の為め米価騰貴細民困難。一般雑飯を食するの際なるを以て大に細民の益をなせり。其割合大抵米の七八合に相当せり。

一 右食料とせるは直ちに摺臼に掛けたるは畝損多きを以て一旦蒸し乾燥せる石摺臼に掛けたるは大に益あり。

一 右売買は壺升代価す。十銭の至十五六銭に至る。

秋田県平鹿郡旭村

平民農 柴田政之助

明治三十一年八月七日

南秋田郡豊川村山田四番地

石川理紀之助様

当村赤坂に於て六七月の交笹米なるは様収大に細民に救助に相成候に付き、救荒御参考として各五合宛献納仕度候条現品及景況書相添え此の段奉願上候也。

平鹿郡旭村柴田政之助

南秋田郡豊川村山田四番地

石川理紀之助様

新潟県の不作

三十年十二月一日新潟県中蒲原郡橋田村大字丸田

星 良七報

三十年浮塵子虫害にて同村は其作合左の如し。

一坪に付粃平均

二十八年 粃一升六勺八五七 三百十二匁八六

二十九年 〃九合二勺八五七 二百九十二匁七一

三十年 〃五合八五七四一 百五十一匁

平年三分の五の作合にて田地他村渡り既に過半

日本米は 一升十八銭

外国米は 〃 十六銭

多く外国米に糧を加う。最上等の人も食し居ると云う。

但日本国二升に向へ支那米一升五合にて足る。

山居火災に付て

尖風斜雨 秋田新聞三十一年六月十四日

千二百五十六号

△石川 老農前半の著冊を祝融に奪去られ、実に

著述の材料を県内に求む。翁は当年の小ニウトンなり。

祝融 老農の草庵を襲うて書籍を一掃せしは

惜しむべしといえども名物猶健在す。勤

儉貯蓄は活ける書也。秋田魁新報二千六

百六十八 三十一年五月廿七日

五月廿六日 魁に山居焼失妄の失火とあり。

五月六日 石川老農糧食調理衛生上注意の事。

果樹産額

昨三十年に於けるに本県管内果樹産額は左の如し。

林檎 二四、五二六円

梨	一六、〇四一円
榲桲	二、四四二円
杏	二、五二四円
柿	一三、五四二円
梅	七、〇九九円
李	二、六七四円
合計	六八、八四八円

米早搗法

一 粳糠二合斗に温氣を与えて一時間程蓄え置き三斗以の玄米に入れて搗くとき、例えば三時間を要するものは二時間にて搗き上ぐることを得。

一 先づ米を臼に入れ凡そ百杵を搗きたる頃玉蜀黍の青葉を米一斗に一枚の割合にて臼の中に入れて米と共に搗くべし。決して米の碎くることなく米の光沢を好くし且つ少しも減量の患なくして意外に早く搗き得るもの也。且該葉の粉となるを期として一臼づゝ仕揚ぐる也。尤も枯葉は其効なし。

奈良氏植木其他 奈良茂

文政年間馬場目村より松苗数十万を買入れ大久

保より土崎迄二里余の並木松を私費を以て植付、
以て風雪の為往来人の倒死を助く。

天満宮の修繕を家例としてなす。

白粥の施行

明治三十一年六月廿九日 秋田日日新聞第四千
七百四十六号

平鹿郡沼館村今宿佐々木清助氏方にては本年三
月八日より窮民救助の為め日々白粥を炊き之れに
煮豆と香の物を添え日々午前八時頃より十一時迄
施行を始めたるに、始めの程は百名余も来集した
るが昨今は漸く減少するも尚七八十名に下らずと
云う。同地方の窮困之れを以ても推測するに足る。

糧料記 (田沢にあり)

木の部

一こめのこ	一うこぎ	一山椒の萌
一この萌	一柏の葉	一西海子の萌
一ねむの木の萌	一たらのきの萌	一もつきんの萌
一まるはの柳の萌	一さだめしの萌	一せとの木の萌
一けんぷなしの萌	一ぞうみの萌	一えんじゅの萌
一くるみの萌		

草の部

一木の萌	一からすうりの萌	一まこもの萌
一鳥とまらずの萌	一ひるがお	一ぬゝ葉
一あえ	一わらび	一しどけ
一うど	一みず	一ふき
一ほんな	一水葉	一すせり
一一夜こづめ	一いわたら	一鳥のあし
一川原ちづこ	一あざみ	一山にんじん
一すかとり	一さしどり	一山牛蒡の葉
一しようぶこ	一こわもな	一和大黄
一よめな	一たんぽゝ	一うるい
一やちふき	一やぶは	一あさづき
一のびる	一おふせん	一もち草
一おみなえし	一かたこ	一しょうて
一野菊	一車前子	一あかざの葉
一におふ	一とんぶりの葉	一小すべ
一にがな	一つくつくし	一ぜんまい
一のこぎり草	一ほうふ	一蓮のまくり葉
一おぐるま	一きなやみの萌	一かた草
一ぜんご	一すだれ	一たからし
一たらこぎ	一みそはぎ	一からそりな
一いぬひえ	一狐あざみ	一つるあまちゃ

一白とらの尾 一いぬこうじゅ一やくも草

一みこしくさ 一からむし 一ほと

一すゞめうり 一くさふじ 一きんみずひき

一川原まつば 一いけま 一すべかずら

一すべりびえ

右の草木時を見はからい摘て湯にあてほして糧になさば飢をしのぐの補いなるべしと。上木して諸人に示すを然り。

巳十一月

上原久清

麦の量目

六十目

内

八匁 毛長さ二寸

二匁五分 糲口又 糲毛引

合十匁五分 一割七分五(十匁五分を六にて割)

残り四十九匁五分 則正味の粃麦となる

内

三匁 蒸干減 (一段刈取たるを蒸たるとき減

たる分)

十六匁 干上げ減 (四十九匁は火上一夜干上三十

三匁となる減)

六匁 古麦迄減(三十三匁より一九三三の減の

差を見込)

但五匁通に引たり

合三十目 五割引

残十九匁五分 正味一升二百五十八匁

此麦七匁五九

十二倍 九合一匁

三百坪 二石七斗三升

干瓢

官報に云明治十九年十月十九日、栃木県上下都賀河内の三郡の産出高年々十万円に下らず。近年支那に販路を広む。殊に十九年段別代価とも二割強の利潤あり。

三月春分に床苗を作り、四月清明前后を以て下種し、五月小満の頃畑に肥料を施し日数一週間を経て移植し、爾後米糠魚粕等を肥料に用いて兩度に培糞し、七月大暑の頃に至り瓢を採りて製造するなり。

外国米輸入高

外国米の入津付其後引続横浜にては埠頭山を築

き最早堆積の場所に困難せる由なるが今昨年の需要高に比し今後の輸入高を計上すれば左の如し。

三十年 前年内地産米

三六、一九九、七七一石

輸出入米差引計

三八、七二九、四三七石

右需要高を人口一人に平均すれば九斗五合の割合により更に之を今年の人口に応じ需要高を概算すれば左の如し。

需要高三十年 三九、〇七一、四三二石

前年内地産高 三三、〇〇一、〇一五石

差引不足高 六、〇七〇、四一七石

四月迄輸出入米差引合計

二、三一〇、一二八石

斯く昨年不作を受けたる今年の需要高に対し已に三分の一以上外国米の輸入を終たれば、今後尚三百七十六万余石の輸入は免るべからざるなり。

日本弘道叢記抜書 七十四号 三十一年六月

○道を信ずる

道を信ずるとは 守道善道することにて（迷信者云々）

自得するとは

之を食せざれば我身を滋養すること能わず云々のこと

教科書に生徒用と教師用との二様あるは恥かし

○王陽明の詩

王陽明の詩に曰く

人間自有定針盤 萬花根原総在心

○懸念

懸念する者は君子にして、懸念は送迎の心より出る也

○人の異名

母をおふくろ おふところ 薩摩に今もいう

妻を女房 房は部屋也

貴人の妻を御台所 御台盤所のこと 膳のことを台盤という

北の方 女は陰にして北也

御簾中 御簾中に居るといふ心

新造 婚礼の前に妻の居る処を造るを以て也

○耐忍

耐忍

耐忍、勉強、質素、儉約、篤実、誠信は則内地

雑居の覚悟、商業、道德を専にすべし。又正直、

綿密、果敢、気節

○某歌

・舎人親王

神代とはふりし昔のことならず今も神世と知る人は神

・熊能上人

中々に身をおもわねば身はやすし身をおもうこそ身はくるしけれ

○俚諺

・下総

損をして利を取れ

犬も頼めば糞喰わす

瘤の上の腫物

安物買の銭減らし

・越後

せやみこきの節句働き

医者の不養生

・越中

笠縫のさんたはらかぶり

百姓と灰俵叩くほど出る

井戸の中の独り言も三年たてば知れる

○食事の心得

膳のふちへ箸をもたせかくるは客人の喰いよきため、客人の箸をふちよりはずして納めおくは

給仕人の箸を落さぬため、すべて互に注意すべき也。

○人力車大生計

人力車営業一日収入五十銭（国民新聞）

家族四人（米壺升五合必要）

（五十銭得るとは早朝より夜業迄せざれば平均

五十銭は得がたしという）

下等米一升

十八銭

屋賃

四銭

齒代

六銭

藁沓、烟草、蠟燭、入浴料

八銭

茶代

八銭

布団損料

三銭五厘

薪炭油

三銭

味噌醬油

一銭五厘

〆 五十二銭

三年前は豆腐穀芋類にて一日五銭にて生活出来たれど、今日は出来ず（三十一年）。豆腐は早朝より争うもの多く残飯も買手多く容易に手に入らずという。

弘道叢記 七十五号 七月 土屋弘云

○力と宝

力は地から、宝は田から金は兼るの意
大学に

生財有大道 為之者疾 用之者舒 則財恒足
聖人も居上而不寛者不足觀(寛とは怒るべきこ
とをも恕するをいう)

○救荒考

・印度 千八百七十七年より以来飢死人マタラス
州のみにても百余万人。英国及印度政府
より賑恤せし金額は二万円に超過せり。

・清国 光緒十二年(明治十年)支那北方飢民五
百万人。内飢死せしもの一百余万人。

明治三十年外国米實際買入高

二百六十万九千六百石

代金二千百六十万円

米価一石に付三十年夏九円、秋十四円、三十一
年春十七円

凶歲には違蚕多し。氣候の不順なるが為なるべ
し。

○木村巖氏の臣民実践道德学

一 私徳 1自己に ①恭儉の徳

対する ②学業修得の徳

本務 ③知能啓発の徳

2 族制上
の本務

④徳器成就の徳

①父母に対する本務(孝)

及親権

②兄弟の本務(友)

③夫婦の本務(和)及夫

権

④朋友の本務(信)

⑤博愛の徳(奴婢に対す
る慈心、下等動物に対
する慈心)

二 公德

1 社会に
対する

本務

2 国家に
対する

本務

(愛国心)

3 外国に
対する

本務

三 祖宗に対する
本務(敬神の心)

①皇祖皇宗に対する本務
②祖先に対する本務

○愚公（原文列子）老沼次義訳

昔、唐土冀の国南の方河陽の北に大形の王屋とて二つの高き山ありけり。此の山の闊さは四方七百里にして、其の高さ一万丈。時に北山の愚公となん云える人ありけり。其齡九十歳に近くして山の傍にすみけるが、此の山の北いとはばしくて出入の不便なるを憂い、一家のものと謀らいて云えるよう。おのれ汝らと力を共にしてこの山を移し予南の方へ道を通してすぐと漢陰に往来せんはいかにとあるに、各々みなよしと答えぬ。さるに其の妻は愚公の顔をつくづくと眺め、君の力もて先年魁父の山を移さんとして移すこと能わざりしに、かく大なる大形王屋は如何にすべきぞ、又何処に其の土石を棄て給うやとあやしみといければ、愚公曰く土石は遠く渤海のすえと隠士の北方に棄つべしと。夫より日々に子供等を引具し自ら耒耜をとりて石を穿ち土を掘り一簣づゝ持ち運びけるに、其隣家に京城なにがしとて一人の男ありき。始て七歳ばかりなるがうまれつき勇ましく跳り往きてこを助けぬ。六度月を閲してようやく一度往還しけるを、河曲という処に住ける智叟といいし人之

を見て曰く、此の大なる山を僅の人力にて毀ち尽さるべきとその愚なることを笑ければ、愚公の云えるよう、御ぬしの心固ましかれば我れ論したりとも会得すまじく彼の少年にも及び給わぬぞかし。そが故いかにとなれば我死すとも子のあれば其子は孫を生み孫又子を生み互に精々して子々孫々絶ゆることなく毀ちなば山は増加するものにあらず争でか之を移し得ざらんとあるに、智叟答うる辞なかりけり。

さて操蛇の神とて手に蛇を持てる尊之を聞きて、山を毀ちてやまざれば終には山の失せんことを恐れ玉いて天帝に奏し奉りしに、天帝愚公の誠を感じ玉いて夸娥の二人の御子に仰られ二山を負わしめて、一は朔東に一は雍南に移さしめ玉いけり。是より冀州の南と漢水の北には一小丘陵だもあらずなりぬとぞ。

○俚諺

（信濃）

薔薇の花には刺がある

爪で集めて箕でこぼす

耳は大なるべく口は小なるべし

人の事いわんより肘あか落せ

(上総)

舛の徳利は海川へなげても一升
真のやみより無やみがこわい
親類は泣寄り他人の喰寄り

(武蔵)

運は子にあり
啼かぬ猫は鼠を取る
焼け木材に火付は易し
横に車

(伊豆)

話半分虚半分

弘道叢記 七十六号 三十一年 八月

○俚諺

(伊豆)

早飯早糞芸の内

(但馬)

人は人中、田は田中

弘道叢記 七十七号

○俚諺

(伊豆)

病と荷物は軽いがい
病め医者、死ね坊主

○君子小人の弁

熊沢蕃山先生の集義和書に曰く、来書略士は賢をこいねがうと承候間、いにしえの賢人の行跡を似せ候えども及がたく候。たまたまし学び得たる様にても心根は凡夫にて候。君子にして内小人とや可申候。いかゞ受用可仕候也。

返書略。予近頃いにしえの賢人君子の心を察し自己に備れる処を見て学舎のかべに書付おき小人をはなれて君子となるべき一助にいたし候を則うつし致進覧候。

・君子

仁者の心動きなきこと大山の如し。無欲なるが故によく静也。

仁者は大虚を心とす。天地万物山川河流みな吾有也。春夏秋冬幽明昼夜風雨露霜雪みなわが行也。順逆は人生の陰陽なり。死生は昼夜の道也。何を好み何をかにくまん。義は共にしたがいて易し。

智者の心滞留なきこと流水の如し。穴にみちひくつきて遂に四海に達す。意をおこし才学をたのまず万事不得止して応ず。無事を行て無為也。智者は物を以て物を見る。已にひとしからん事を欲

せず。故に周して比せず。小人は我を以て物を見る。已にひとしからんことを欲す。故に比して周せず。

君子の意思は内に向う。己ひとり知ところを慎て人に知られんことをもとめず天地神明とまじわる。其人がら光風露月のごとし。心地虚中なれば有することなし。故に問ことを好み。まされるを愛しおとれるをめぐむ。富貴をうらやまず貧賤をあなどらず。富貴は人の役也。上に居るのみ貧賤は易簡也。下に居るのみ富貴にして役せざれば乱れ、貧賤にして易簡ならざればやぶる。富貴なる時は富貴を行い、貧賤なる時は貧賤を行い、すべて天命をたのしみて吾あずからず。

志を持するには伯夷を師とすべし。衣を千仞の岡にふるい、足を万里の流にあらうが如くなるべし。衆を入るゝことは柳下恵を学ぶべし。天空して鳥の飛にまかせ、海ひろくして魚のおどるにしたがうごとくなるべし。

人見てよしとすれども神の見ることよからざることせず。人見てあしゝとすれども天の見ることよきことをばこれをなすべし。一僕の罪輕きを殺して郡国を得ることもせず。何ぞ不義に与し

乱にしたがわんや。

・小人

心利害に落入て暗昧也。世事に出入して何となくいそがわし。

心得外に向て人前を慎むのみ。或は頑空或は妄虚。順を好み逆をいとい、生を愛し死をにくみて願のみ多し。順は富貴悦樂の類なり。逆は貧賤患難の類也。愛しては死んことを欲し、惡みては死さんことを欲す。すべて命を不知。

名聞深ければ誠すくなし。利欲厚ければ義を不知。己れより富貴なるをうらやみ或はそねみ、己より貧賤なるをあなどり或はしのぎ、才知能芸の己にまされるものありても益を取ることなく、己をしたがうものを親い人に問うことを恥て一生不知なり。物毎に実義には叶わざれども当世の人のほむる事なればこれをなし、実義に叶ぬる事も人そしればこれをやむ。眼前の名を求る者は利也。名利の人これを小人という。形の欲にしたがいて道をしられれば也。

人の己れをほむるを聞くは実に過たることにてもよろこびほこり、己をそしるを聞ては有ることならばおどろき、なきことなればいかる。

あやまちをかざり、非をとげて改むることを不知。人みな其人がらを知其心根の邪を知りてとなうれども、己れひとりよくかくしてしられずと思えり。欲する処を必として諫をふせぎていれず。人の非をみるを以ておのれが知ありと思えり。人々自慢せざるものなし。

道にたがいてほまれを求め、義にそむきて利を求め、士は媚と手だてを以て禄をえんことを思い、庶人は人の目をくらまして利を得也。これを不義にして富み、且貴きは浮べる雲のごしといえり。終に子孫を亡すにいたれども不察。

小人は己れあることを知て人あることを不知。おのれに利あれば人をそこなうことをかえりみず。近きは身を亡ぼし遠きは家を亡ぼす。自慢して才学ありと思える所のものこれ也。愚これより甚しきはなし。

・見解

同書に曰く来書略。此程おもしろき昔物語を承り候。明慧と解脱を同道して路次を過られ侍りしにかたわらに金銀多くおとし置たり。解脱是を見てこゝに大蛇ありとてよけて通り、四五丁行過ぎて又言。先のものは定めて他人見つけ

たらば悦びて取べしと。明慧云、おもきにこゝまで持来り給うやと。解脱の心は鬼よ蛇よといいて人を害するものなりといえども見たるものなし。金銀に命を取らるゝものは眼前に敵を知ら。誠の大蛇なりという義也。此類の見解を以て世俗のまどいを出たるものなり。明慧は金銀も石もかわらも同じく見なしてとかくの見解なし。誠にはるかに高き心地にて候。聖賢の心位と申すともかわりあるまじきと存候。

返書略。両僧の内にては心位の深淺ありといえども、聖学よりみればいずれも見解にて候。心得自然にして物なしとは申がたかるべし。柳はみどり花は紅とそれぞれに物の軽重は軽重にして我あずからざるぞよく候。金銀を土石と同じくみるといふも見解を以て作りたる物也。無物自然の心にて見侍らば、我こそ金銀は入らずとも世間の人の宝とし世をわたり人を養うものなれば、是をおこしたる者は主人のものか人の使か、其身の一跡か人によりて身代をやぶり命を亡すにいたるべきは不便なる事也。大かたの人見付なば喜び取りて我物とすべし。我等の見たるこそ幸なれとて、ひろいて近里のしかるべ

き者に預置おとし主にかえすべきはかりごとあらんこそ天性の仁愛なるべけれ。明心の靈をふさぐ事品異りといえども其思ふ所は一也。世俗は物欲のちりを以てふさぎ、学者は見識を持てふさぐもの也。其見至所に近にごとくなるも其伝のよる処天に出ざるは終に正道をなすことなし。道の行われざる事かなしむべし。

弘道叢記 七十八号 十月 三十一年

○弘道の二字

論語に人能弘道非道弘人

○山上憶良のうた

白金も黄金も玉も何せんにまされる宝子に如かめやも

○古今叢譚 山香地我一

一 長島侯古銭の字を習うて能書家となる

長島の先侯増山雪齊は能書の名ありけるが元來師としては無く只古銭の字を集めて手習せられしのみ。其意に通貨は国家の宝なれば其文字を書きたるものは当時の能書家たる論を待たず。之によりて研究せば一代の書宗を師とするものなりとの義なりとぞ。一種の見識と謂うべし。

二 士風の変遷町奉行の競争に現わる

加州にては昔は町奉行を勤むるを恥とせり。是れ町人の頭となるを厭いたる也。然るに近頃は人みな町奉行を望み、競いて之を勤めんとすることとなれり。是れ権門賄賂の手に入るを羨むなり。士風の高下古今其趣を殊にするを見るべし。歎ぜざるべけんや。

三 ゼスレリー夫人の内助 略

四 王醜々自焚して辱を免がる

王醜々は元の人闕文興の妻也。陳吊の賊反きて文興を殺せし時、王氏亦賊の為に掠められ辱に遇わんとす。其時王氏賊を給いて曰いけるは、姑く俟て我が夫の屍を葬り果て、後命に従わんとてやがて自身に薪を集め火葬しながら賊の油断を見済し自ら烈火の中に飛び入りて焼死せしかば賊は呆氣に取られて其俛に止みしという。

○三十一年一月以来輸出入 八月上半期迄か

輸入 一億八千六百三十六万九千八百八十九円

内輸出 八千八百六万三千百七十二円

超過 九千八百三十万六千七百十七円

